

全日本空輸株式会社
代表取締役社長
平子 裕志 殿

国土交通省航空局長
蝦名 邦晴

航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告

平成31年2月19日、ANA412便（神戸空港発 東京国際空港着）に乗務予定であった副操縦士（当時）が、乗務前のアルコール検査でアルコールが検知されたため別の運航乗務員に交代し、当該便が1時間39分遅延した旨、同日に貴社から航空局に報告があった。

国土交通省は、貴社からの報告後直ちに事実関係の調査及び再発防止策を報告するよう指示した。

当該指示を踏まえ、貴社より、3月18日に当該調査結果及び再発防止策に係る報告書の提出があった。

これらの報告された事実を受け、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第134条に基づく報告徴収を実施した結果、下記1. 記載のとおり的事实（以下「本件事実」という。）が認められた。

本件事実において、下記2. 記載のとおり、法第104条第1項に違反する行為等が認められた。

このため、下記3. に掲げる措置を速やかに講ずるよう業務の改善を勧告する。

講じた措置については、平成31年4月23日までに報告されたい。

記

1. 運航乗務員が運航規程で求められる飲酒制限時間を超えて飲酒した事実等

(1) 副操縦士は、運航規程（法第104条第1項に基づき国土交通大臣の認可を受けて貴社が定めた運航規程をいう。以下同じ。）において乗務開始前12時間以内の飲酒をした場合の乗務禁止が求められているが、当該飲酒制限時間を大幅に超過して乗務予定のANA412便の出発予定時刻の約3時間30分前まで断続的に飲酒し、飲酒のために乗務に影響を及ぼす状態で乗務しようとし、当該便の乗務前検査により「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（平成31年1月31日付国空航第2278号）」において酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態として規定されている呼気アルコール濃度を超過するアルコールが検知された。

(2) 副操縦士は、翌朝に乗務を控えながら乗務当日未明まで飲酒を続けるなど自らの健康管理に関する意識が希薄であった。

(3) 副操縦士は、貴社の聴取において虚偽の説明をして、飲酒の事実を隠ぺいしようとした。

(4) 平成30年12月21日、貴社における運航乗務員のアルコール検査の実施状況について約380件のアルコール検査を実施した記録が確認できず、飲酒に関する教育の不備及び不十分な安全管理体制が判明したため、貴社に対して「運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について（厳重注意）」（平成30年12月21日付け、国官参事第1052号）を行って再発防止策を求めていたにも関わらず、再び飲酒に係る不適切事案を発生させた。

2. 違反行為等の認定

○ 法第104条第1項に違反する行為等

上記1.に記載の事実によれば、副操縦士が運航規程で求められている飲酒制限時間を超えて飲酒し、飲酒のために乗務に影響を及ぼす状態で乗務しようとしたこと（上記1.（1））、当該副操縦士が自らの健康管理に関する意識が希薄であったこと（上記1.（2））、飲酒問題に対する原因究明や実効性のある再発防止策の構築が十分に行われていなかったこと（上記1.（4））が認められる。従って、上記1.

（1）の行為は法第104条第1項に違反するものであると認められる。また、上記1.（4）の行為は、貴社の安全管理体制が十分に機能していないことが認められる。

これらの違反行為等は、運航乗務員が航空業務を正常に実施できないおそれがあり、航空機の運航の安全性に影響を及ぼしかねず安全上重大な問題であるとともに、航空安全に対する国民の信頼を損ない社会的にも大きな影響を及ぼすこととなった。

さらに、他社における飲酒に起因する不適切事案等を受けて、国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対して「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」（平成30年11月1日付、国官参事第800号）及び「運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について」（平成30年11月29日付、国官参事第921号）等を相次いで指示しているにもかかわらず、同様の事案を発生させたことは、これらの違反行為等が安全上重大な問題であるという認識や法令遵守への意識が組織的に欠如していると言わざるを得ない。

3. 講ずるべき措置

航空運送事業者は、航空の安全を確保することが最大の使命であり、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

しかしながら、上記2.のとおり、今般、貴社において航空の安全に影響を及ぼす違反行為が認められたところであり、かつ、貴社自らが問題点を調査し原因を究明した上で、適切に再発防止策を講じるための安全管理システムが十分に機能していないことが認められる。

航空の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要である。このため、貴社における、航空の安全を確保するための安全管理システムの再構築等を求めるため、以下の措置を講じることを勧告する。

○ 飲酒対策の抜本的な再構築

飲酒対策を安全管理システムの一つとして位置づけ、安全統括管理者のもと役割分担、責任を明確化するとともに、各課題において貴社自らが問題点を見つけ、改善する仕組みを再構築すること。また、全社員に対して飲酒に関する安全意識の再徹底並びに法令及び規程等の遵守に係る教育を行うこと。

さらに、貴社が平成31年1月18日に「運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について（嚴重注意）」（平成30年12月21日付け、国官参事第1052号）に対する再発防止策として提出された報告書及び本事案に関する同年3月18日に提出された報告書に記載された再発防止策（個人貸与アルコール検査器の活用、緊急管理職集会の開催、個人面談の実施等）の見直しを行い、追加的な措置も含めて再発防止策を講じること。また、それら再発防止策の進捗状況を適切に管理すること。